

V. 国土交通省の主な支援策

【国土交通省の主な支援策】

《凡例》

社：社会資本整備総合交付金として支援する事業（一部個別補助金として支援する事業含む）

防：防災・安全交付金として支援する事業

補：個別補助金として支援する事業

貸：貸付金

直：直轄事業

法：法に定める特例措置

※支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参照して下さい。

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）	3
●共通乗車船券（法）	4
●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）	5
●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）	6
●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）	8
●道路事業（区画）（社・防）	10
●道路事業（社・防）	11
●道路事業（街路）（社・防）	12
●都市再生整備計画事業（社）	13
●市街地再開発事業等（社・防）	14
●都市再生区画整理事業（社・防）	16
●都市公園・緑地等事業（社）	18
●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）	19
●河川事業（社・防）	20
●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）	21
●住宅市街地基盤整備事業（社・防）	22
●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）	23
●優良建築物等整備事業（社・防）	25
●住宅市街地総合整備事業（社・防）	26
●地域住宅計画に基づく事業（社・防）	28
●街なみ環境整備事業（社・防）	29
●港湾事業（社・防）	30
●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）	31
●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）	32
●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）	33
●民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（補）	34
●鉄道駅総合改善事業費補助（補）	36

●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）	37
●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）	38
●都市鉄道利便増進事業費補助（補）	39
●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備（直）	40
●地域公共交通確保維持改善事業（補）	41
●中心市街地の活性化に関する促進税制特例	43

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）

1. 支援策の概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等を行うことができることとする特例措置があります。（法第33条）

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構^{*}、地方住宅供給公社、民間事業者等

※個別補助金で支援

(2) 対象地域

認定中心市街地

(3) 補助対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

(4) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●共通乗車船券（法）

1. 支援策の概要

鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第 40 条第 1 項に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

(2) その他

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第 40 条第 1 項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 63 条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課
phone 03-5253-8111(内線 54-705) fax03-5253-1513

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の

主務大臣認定（法）

1. 支援策の概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 56 条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

- ① 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- ② それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- ③ バスサービスと鉄道等の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努める必要があります。
- ② バスの運行回数の増加と併せてパークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。
- ③ 環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 自動車局 旅客課

phone 03-5253-8111(内線 41-2334) fax 03-5253-1636

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）

1. 支援策の概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負担の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 57 条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

① 実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

② 事業主体

法第 7 条第 11 項第 4 号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

③ 施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、中心市街地活性化協議会の協議を経ている必要があります。

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付すことができます。なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

- ② 貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局物流政策課（物流産業室）

phone 03-5253-8111(内線 25-344) fax 03-5253-1559

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）

1. 支援策の概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ります。

2. 支援策の内容

(1) 支援対象

- ・地方公共団体
- ・独立行政法人都市再生機構*
- ・中心市街地活性化協議会*
- ・民間事業者 等

※個別補助金による支援

(2) 支援を受けるための要件

- 1) 基本計画の認定を受けた地区であること。
- 2) 当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等。
- 3) 対象施設
認定基本計画の区域内において作成された、暮らし・にぎわい再生事業計画の区域内に存し、地階を除く階数が原則として3階以上であること等。

(3) 交付対象事業

- ・都市機能まちなか立地支援（調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備・空地整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）等）
- ・空きビル再生支援（調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等））
- ・賑わい空間施設整備（調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費）
- ・計画コーディネート支援（再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用）
- ・関連空間整備（駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費等）

(4) 交付率

1／3。ただし、都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援については、一定の要件を満たす場合、1／1.5加算。

(5) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-2)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

- ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
- ②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
- ③暮らし・にぎわい再生事業

※③は独立行政法人都市再生機構、協議会向け

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-745) fax 03-5253-1591

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●道路事業（区画）（社・防）

1. 支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、土地区画整理組合、都市再生機構 等

(2) 支援を受けるための要件

土地区画整理事業の要件を満たす必要があります。

(3) 支援内容

土地区画整理事業によって都市計画道路等が整備されることに着目し、それらの都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として、支援を行うものである。

(4) 交付対象

移転、移設、道路築造、舗装、整地、河川水路、公園、減価補償金、営繕費、機械器具費、調査設計等のうち、一定の範囲が交付対象となります。

(5) 国費率

1/2、5.5/10～9/10

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-744) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●道路事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体

(2) 交付対象

中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の費用負担等がある道路事業

(3) 国費率

各事業の交付率等による

(4) その他

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合は、事業を基本計画に位置づけることが可能である。

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-2)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金（道路事業）

3. 問合せ先

国土交通省 道路局 環境安全・防災課

phone 03-5253-8111(内線 38-133) fax 03-5253-1622

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●道路事業（街路）（社・防）

1. 支援策の概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

都道府県、市町村

(2) 補助対象

① 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
- ・ 交通結節点の整備
- ・ 公共交通機関を支援する街路の整備
- ・ 駐車場の整備
- ・ 自転車駐車場の整備
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 歩行者空間を創出する街路の整備
- ・ 無電柱化推進事業
- ・ 沿道の土地利用を促進する街路の整備
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

② 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するもの。

- ・ 中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
- ・ 中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
- ・ 中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
- ・ その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

(3) 国費率

1/2 等

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課

phone 03-5253-8111(内線 32-845) fax 03-5253-1592

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市再生整備計画事業（社）

1. 支援策の概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

2. 支援策の内容

(1) 概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

(2) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)の7. を参照のこと。
- ・中心拠点誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）、連携生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター等）、生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター）、高齢者交流拠点誘導施設
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

(3) 交付期間

概ね 3～5 年

(4) 国費率

事業費に対して概ね 4 割（交付金の額は一定の算出方法により算出）

※都市再構築戦略事業は国費率 1 / 2。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-737) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●市街地再開発事業等（社・防）

《市街地再開発事業》

1. 支援の概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 支援対象

地方公共団体、市街地再開発組合等

(2) 支援を受けるための要件

市街地再開発事業の交付対象要件を満たす必要があります。

- 1 既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。
- 2 再開発促進地区、都市機能誘導区域内等において行われる事業であること。
- 3 施行区域が原則として5,000 m²以上であること（住宅局所管の市街地再開発組合及び再開発会社が施行者である事業の場合。）。等

(3) 交付対象経費

調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等

(4) 交付率

1/3（市街地再開発組合等に対しては、国 1/3、地方公共団体 1/3）

- * 上記のほか、都市計画道路等の整備に要する費用に対する交付（公共施設管理者負担金に対する交付金、交付率 1/2 等。）がある。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-745) fax 03-5253-1591

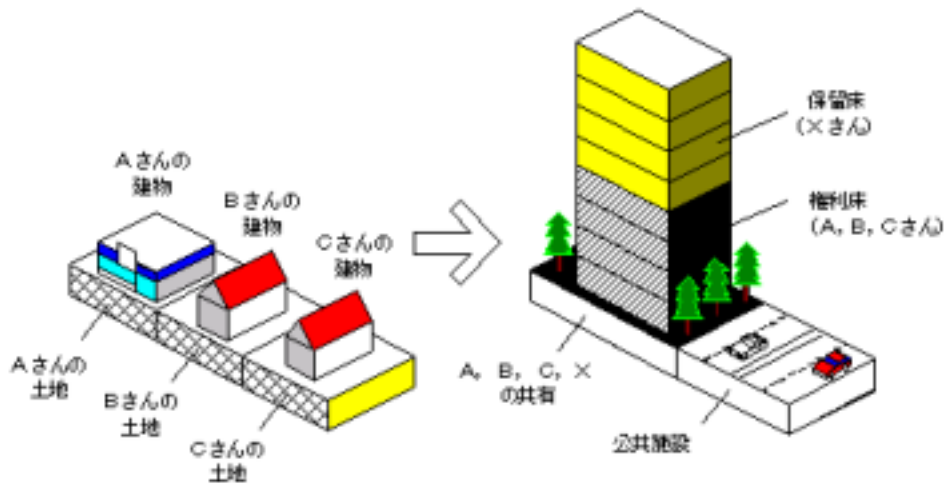
国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

(参考) 市街地再開発事業とは

1. 市街地再開発事業のしくみ

- 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- 従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）。
- 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。



2. 事業の種類

- 第一種市街地再開発事業〈権利変換方式〉
権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。
- 第二種市街地再開発事業〈管理処分方式（用地買収方式）〉
公共性・緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。

3. 施行者

市街地再開発事業の施行者は、個人（第一種のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等である。

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市再生区画整理事業（社・防）

1. 支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して助成を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度です。

2. 支援策の内容

(1) 事業者

地方公共団体、土地区画整理組合 等

(2) 対象事業

①地区要件

[一般地区]

直前の国勢調査に基づくD I Dに係る地区（重点地区については、D I D内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに含まれると見込まれる区域を含む）に存する地区に限る）、かつ、次の要件を全て満たす地区

*重点地区に関するD I Dに係る要件の見直しについては、平成30年度末までに事業着手する場合に限り、従前のおり取り扱う。ただし、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区の区域外で行う事業にあっては、一般地区として取り扱う。

(イ) 施行前の公共用地率 15%未満（中心拠点区域又は生活拠点区域の区域内において、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあつては20%未満）ただし、幹線道路等を除く。拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、道路幅員 6m未満（住宅地においては4m未満とする）の狭隘道路等についても除く。

(ロ) 市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ

[重点地区]

(ア) 都市機能誘導重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区。

(イ) 拠点的市街地形成重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ以下の①から⑤のいずれかに係る地区

①都市再生緊急整備地域

②都市再開発方針2号、2項地区

③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域

④バリアフリー基本構想区域

*市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点地区については、平成30年度末までに事業着手する場合に限り、従前のおり重点地区の要件として取り扱う。

その他、重点地区には安全市街地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区があり、それぞれの要件が存在します。

②面積要件

指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） \geq 2.0ha*

*一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1／2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む

*安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） \geq 1.0ha とする。

*拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） \geq 1.0ha とする。

*都市機能誘導重点地区に該当し、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあつては、指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） \geq 0.5ha とする。

(3) 交付対象

土地区画整理事業費

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備事業費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、公共施設充当用地取得費

(4) 国費率

一般地区：1/3

重点地区：1/2

3. 問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-733) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市公園・緑地等事業（社）

1. 支援策の概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。

例：中心市街地活性化広場公園整備事業

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体

(2) 交付対象経費と交付率

1) 施設の整備に要する費用にあつては当該費用の 1/2

2) 用地の取得に要する費用にあつては当該費用の 1/3

(3) 中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区

ア. 地区の要件

- ・ 中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で 3 箇所以上の公園・緑地の整備を行うもの。

イ. 事業箇所の要件

- ・ 1 箇所当たりの面積が 500 m²以上であること。
- ・ 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

phone 03-5253-8111(内線 32-953) fax 03-5253-1593

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

主に市町村

(2) 対象施設

下水道の管渠、終末処理場等

(3) 国費率

管渠の整備、終末処理場の用地買収、ポンプ場の整備等 1/2

終末処理場の処理施設の整備等 5.5/10

(4) その他

再生水や雨水を再利用したせせらぎ水路等の良好な水辺空間の創出を行う場合は「新世代下水道支援事業制度」等を活用することとなります。当該制度では、この他に、下水道管渠を光ファイバー収容空間として利用し情報化社会構築への支援等を実施する事業主体に対しても支援を行っています。（詳しくは担当課までお問い合わせください。）

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

phone 03-5253-8111(内線 34-235) fax 03-5253-1597

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●河川事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

河川管理者

(2) 対象事業

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

- ①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。
- ②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

(3) 国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある。

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-2)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

- ①社会資本整備総合交付金（河川事業）
- ②防災・安全交付金（河川事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 phone 03-5253-8111(内線 35-445) fax 03-5253-1603
 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 phone 03-5253-8111(内線 35-543) fax 03-5253-1604

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

河川管理者

(2) 対象事業

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

(3) 国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-2)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543) fax 03-5253-1604

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●住宅市街地盤整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（住宅宅地事業）並びに住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体等

(2) 対象地域

住生活基本計画に定める重点供給地域等

(3) 交付対象

公共施設整備 等

(4) 国費率

公共施設整備：通常の国庫補助事業と同じ交付率 等

(5) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地盤整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地盤整備事業）

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-395) fax 03-5253-1628

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）

1. 支援策の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

- 地方公共団体
- 独立行政法人都市再生機構
- 民間事業者等
- 協議会

(2) 対象地域

移動システム等整備事業にあつては下記①及び②を、認定特定建築物等整備事業のうち認定特定建築物の建築に関する事業にあつては下記の①、既設の特別特定建築物の改修に関する事業にあつては下記③の区域を対象とします。

- ① 三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、人口5万人以上の市の区域、一定の要件を満たす都市機能誘導区域等
- ② 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備等される区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること
- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場へのアクセス経路沿道、又は国の制度に基づき2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連してバリアフリー化の取組みが必要とされる区域又は建築物の敷地

(3) 交付対象

① 移動システム等整備事業

○基本構想等の策定

○移動システム等の整備

- ・屋外の移動システム（スロープ、エレベーター等）の整備
- ・建築物の新築又は改修に伴う一定の屋内の移動システムの整備
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備
- ・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備

② 認定特定建築物等整備事業

○認定特定建築物等に係る以下の整備費

- ・屋外の移動システムの整備
- ・屋内の移動システム（特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）の整備
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備

(4) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●優良建築物等整備事業(社・防)

1. 支援策の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

- 地方公共団体
- 独立行政法人都市再生機構*
- 地方住宅供給公社
- 民間事業者等
- ※個別補助金で支援

(2) 対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域、都市機能誘導区域内の公共交通要件を満たす区域 等

(3) 事業タイプ

- イ 優良再開発型
 - a 共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業
 - b 市街地環境形成タイプ 良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業
 - c マンション建替タイプ 区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業
- ロ 市街地住宅供給型
 - a 中心市街地共同住宅供給タイプ →●中心市街地共同住宅供給事業を参照
- ハ 既存ストック再生型 既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生するもの
- ニ 都市再構築型 中心拠点誘導施設等の整備を行う事業

(4) 交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費 等

(5) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課
 phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●住宅市街地総合整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

(2) 対象地域（要件）

〈整備地区の要件〉

- ①重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- ②面積が概ね5ha以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
- ③原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く）であること。（街なか居住再生型及び住宅団地ストック活用型を除く）

〈重点整備地区の要件〉

- ①面積が概ね1ha以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね0.5ha以上）であること。
- ②次のいずれかの要件に適合すること。
 - a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね1ha以上かつ面積20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）
 - b. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
 - c. 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね30ha以下））
 - d. 住宅団地ストック活用型（入居開始から概ね30年経過し、高齢化率が著しく高く、住宅戸数が100戸以上であり、公共用地率が概ね15%以上、都市機能誘導区域又は居住誘導区域であること）

(3) 交付対象

- ①整備計画策定等事業（整備計画、事業計画策定等）
- ②市街地住宅等整備事業（調査設計計画、共同施設整備、循環利用住宅整備等）
- ③居住環境形成施設整備事業（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）
- ④延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）
- ⑤住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修等）
- ⑥民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
- ⑦防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- ⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）
- ⑨関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）
- ⑩街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）

- ⑪公営住宅整備事業等（公営住宅、 地域優良賃貸住宅の整備等）
- ⑫住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

（４）国費率

事業主体により国費率が異なります。

- （３）国費対象番号 ①～②、⑦： 1/3、1/2
③： 1/3、1/2、2/5
④、⑤： 1/3
⑥： 1/2
⑧： 1/3、1/2、2/3
⑨～⑫： 通常事業の交付率に準ずる

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
phone 03-5253-8111(内線 39-677) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●地域住宅計画に基づく事業（社・防）

1. 支援策の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

2. 支援策の内容

(1) 交付対象者

地方公共団体又は地域住宅協議会

(2) 交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- ・ 地域住宅政策推進事業
- ・ 公営住宅整備事業等
- ・ 住宅地区改良事業等
- ・ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- ・ 都心共同住宅供給事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 優良建築物等整備事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 住宅市街地基盤整備事業
- ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・ 災害公営住宅家賃低廉化事業

②効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

(3) 国費率

国費算定対象事業費の原則 50%を助成

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

phone 03-5253-8111(内線 39-345) fax 03-5253-1628

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●街なみ環境整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成するための支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

(2) 対象地域（要件）

〈街なみ環境整備促進区域の要件〉

①面積が 1ha 以上であること。

②次のいずれかの要件に該当する区域。

a. 接道不良住宅*率 70%以上かつ、住宅密度 30 戸/ha 以上

b. 区域内の幅員 6m 以上の道路の延長が区域内の道路総延長の 1/4 未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の 3%未満である区域

c. 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員 4m 以上の道路に接していない住宅をいう

〈街なみ環境整備事業地区〉

①街なみ環境整備促進区域において、地区面積が 0.2ha 以上であること。

②街づくり協定が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合等には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

(3) 交付対象

①協議会活動助成事業

②整備方針策定事業

③街なみ整備事業（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費等）

④街なみ整備助成事業（門、塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費等）

(4) 国費率

1/2、1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●港湾事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

港湾管理者

(2) 交付対象

中心市街地の活性化に資する港湾事業

(3) 国費率

各事業の国費率による

(4) その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」(IV-2)の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（港湾事業）

②防災・安全交付金（港湾事業）

※港湾管理者が実施する事業

3. 問合せ先

国土交通省 港湾局 計画課

phone 03-5253-8111(内線 46-324) fax 03-5253-1650

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）

1. 支援策の概要

優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）による以下の支援を行います。

まち再生出資業務

…都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援するもの

2. 支援策の内容

<対象事業者>

- ・民間事業者（SPC）

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設^{※1}を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 資本の50%（東日本大震災の被災地においては80%）
 - ③ 公共施設等^{※2}の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等＋誘導施設^{※1}）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室
phone 03-5253-8111(内線 32-533) fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）

1. 支援策の概要

地方公共団体等に対し、道路、広場、駐車場、面整備の種地、代替地等中心市街地の整備改善に必要な土地の買取りに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体、地方公共団体を通じ中心市街地整備推進機構

(2) 対象都市

人口 10 万人以上の都市、地方拠点都市地域の中心となる都市

(3) 対象用地

認定基本計画に定める認定中心市街地（3 ha 以上であること等一定の条件を満たすもの）の区域内の土地（買取りを予定する用地の 1 / 2 以上が公共公益施設であること。）

（公共公益施設の例）

道路、鉄道、駐車場、公園、緑地、下水処理場、学校、図書館、病院、公営住宅、防災センター等。これらの施設の整備に伴う代替地。

(4) 償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

(5) 償還方法

元金均等半年賦償還

(6) 融資率

100%

(7) 融資利率

0. 0 1 %（平成 30 年 4 月 1 日現在）

※金利は随時変動しますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-754) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）

1. 支援策の概要

エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対して、無利子で貸し付けを行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体を通じ、都市再生推進法人又はまちづくり法人

(2) 対象地域

良好な都市環境が創出される地区（都市再生緊急整備地域の区域、歴史的風致維持向上計画の区域、都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径 1km の範囲内、バス・軌道の停留所・停車場から半径 500m の範囲内の区域）等）

(3) 対象事業

エリアマネジメント活動を目的とした都市環境維持・改善事業のうち以下の a)、b) を満たすもの

- a) 市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定した、エリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの
- b) a) の都市再生整備計画区域内における以下のもの
 - イ 都市開発事業
 - ロ 公共施設とこれに準ずる駐車場、その他都市利便施設整備事業

(4) 償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

(5) 償還方法

元金均等半年賦償還

(6) 国の貸付率

地方公共団体の貸付額の 1 / 2 以内（事業に要する額の 1 / 4 以内）

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-553) fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（補）

1. 支援策の概要

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

都市再生推進法人、社会実験・実証事業等協議会^{*}又は民間事業者等
 ※景観協議会、市町村都市再生協議会

(2) 対象地域

①のいずれかに該当する地区であって、かつ、②のいずれかに該当する地区とする。

①・都市再生緊急整備地域

- ・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・観光圏整備計画に定める滞在促進地区内で認定観光圏整備実施計画に係る区域
- ・都市再開発方針が定められた区域
- ・景観計画の区域又は景観地区
- ・地区計画の区域として位置づけられた区域（位置づけられることが確実な区域も含む。）
- ・立地適正化計画の都市機能誘導区域（計画に定める見込み区域も含む）

②・現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域

- ・公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- ・地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

(3) 補助対象

社会実験・実証事業等

民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する経費。

(4) 国費率

- ・都市再生推進法人 1 / 2 以内（かつ、地方公共団体負担額以内）
- ・社会実験・実証事業等協議会 1 / 2 以内（かつ、地方公共団体負担額以内）
- ・民間事業者等（地方公共団体から間接補助）
1 / 3 以内かつ、地方公共団体が補助する額の 1 / 2 以内

各種条件があるので、詳細は「民間まちづくり活動促進事業制度要綱」「民間まちづくり活動促進事業交付要綱」を確認すること。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-575) fax 03-5253-1589

国土交通省 都市局 都市計画課

phone 03-5253-8111(内線 32-653) fax 03-5253-1590

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-745・32-733) fax 03-5253-1591

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

phone 03-5253-8111(内線 32-984・32-963) fax 03-5253-1593

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●鉄道駅総合改善事業費補助（補）

1. 支援策の概要

【次世代ステーション創造事業】

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るために、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会（「駅まち会議」）において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や駅空間高度化機能施設の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

鉄軌道事業者

(2) 対象事業

駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備

① 駅改良

- ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性の向上
- ・跨線橋や人工地盤等の整備

② バリアフリー化

- ・バリアフリー施設（エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等）の整備

③ 駅空間高度化機能施設の整備

- ・生活支援機能施設（保育所、病院等）
- ・観光案内施設（観光案内所、手荷物預かり所等）

(3) 補助率

補助対象経費の 1/3 以内

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室
 phone 03-5253-8111(内線 40-613) fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）

1. 支援策の概要

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し補助を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

鉄道事業者

(2) 補助率

国：1/2 又は 1/3、地方公共団体：1/3（協調補助ではない）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 施設課

phone 03-5253-8111(内線 40-862) fax 03-5253-1634

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）

〔都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）／
幹線鉄道等活性化事業費補助〕

1. 支援策の概要

大都市圏における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進、空港利用者等の利便性の確保及び鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、コミュニティ・レール化を行う事業等に対し、補助を行います。

2. 支援策の内容

(1) 都市鉄道整備事業費補助

・地下高速鉄道整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者、東京地下鉄（株）

② 補助率

国：補助対象建設費の35%（地方公共団体も同様の補助を実施）

・空港アクセス鉄道等整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者

② 補助率

国：補助対象建設費の15%（ニュータウン鉄道）

国：補助対象建設費の18%（空港アクセス鉄道）

但し、大臣が定める事業については1/3

（地方公共団体も同様の補助を実施）

(2) 幹線鉄道等活性化事業費補助

① 対象者

既存路線の利便性向上等を図り、コミュニティ・レール化を行う地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会又は第3セクター等

幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化等を行う第3セクター

② 補助率

コミュニティ・レール化：国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

高速化、旅客線化：国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

まちづくり連携高速化事業：国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

乗継円滑化事業：国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111(内線 40-432) fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室

phone 03-5253-8111(内線 40-664) fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課

phone 03-5253-8111(内線 40-322) fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111(内線 57-852) fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市鉄道利便増進事業費補助（補）

1. 支援策の概要

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象地域

以下のいずれかの地域

- ・ 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・ 中部圏の都市整備区域
- ・ 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・ 政令指定都市

(2) 補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設（附帯施設を含む。）

- ・ 連絡線、相互直通施設又は追越施設の整備
- ・ 既設駅の改良

(3) 補助対象事業者

第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

(4) 補助率

補助対象経費の3分の1以内（地方公共団体と同額）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111（内線 40-454） fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111（内線 57-852） fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備(直)

1. 支援策の概要

地域のまちづくり計画をふまえ、地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備を地方公共団体と連携しながら推進します。

2. 支援策の内容

(1) 対象施設

国の合同庁舎及び単独庁舎で、施設整備の計画が中心市街地の適切な位置にあるもの。

(2) 整備の方針

① 官庁施設の効果的な整備

中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備を地域と連携し効果的に実施。

② 地域における連携

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

3. 問合せ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課

phone 03-5253-8111(内線 23-228) fax 03-5253-1542

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地域公共交通確保維持改善事業（補）

地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／
地域公共交通調査等事業

1. 支援策の概要

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

①地域公共交通確保維持事業

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、離島航路事業者、航空運送事業者等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、国内一般旅客定期航路事業を営む者、本邦航空運送事業者等

③地域公共交通調査等事業

地域における協議会（地域公共交通再編実施計画の策定に必要な調査及び地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価の取組については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。）、地方公共団体

(2) 対象事業（協議会の議論を経て定められた計画に位置づけのある以下の事業）

①地域公共交通確保維持事業

- ・地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持
- ・幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持
- ・離島の生活に必要な不可欠な航路・航空路の確保・維持 等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・バス、タクシー、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等
- ・バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRTの導入等公共交通の利用環境改善

③地域公共交通調査等事業

- ・計画策定：地域公共交通網形成計画の策定等
- ・計画推進：地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

(3) 補助率

①地域公共交通確保維持事業

1/2 等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

1/3 等

③地域公共交通調査等事業

計画策定：1/2（上限額 1,000 万円）

計画推進：1/2

※平成30年度より、5月25日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づく移動等円滑化促進方針について、市町村が行う方針の策定に係る調査に要する経費に対して支援を行うこととしておりますが、詳細の補助要件については、調整中です。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課
phone 03-5253-8111(内線 54-806) fax 03-5253-1513

中心市街地の活性化に関する促進税制特例

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、主に以下の税制上の特例が措置されている。

中心市街地活性化に協力的な民間事業者・地権者等を支援

国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域

中心市街地整備推進機構の活用

- 認定中心市街地の区域内にある土地等が公共施設の整備等のため中心市街地整備推進機構に買収される場合の特例措置
【所得税・法人税：1,500万円特別控除】
- 土地等を中心市街地整備推進機構に譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置
【軽減税率：所得税・個人住民税（2,000万円以下の部分）14%】

特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業の推進

- 特定民間再開発事業のために特定の資産を買い換えた場合の特例措置
 - ① 【課税繰延：所得税100%】
 - ② 【軽減税率：所得税（6,000万円以下の部分）10%】
- 特定の民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置
【軽減税率：所得税・個人住民税（2,000万円以下の部分）14%】

街なか居住の推進

- 優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する特例
【課税繰延：所得税100%】

「人口減少社会」に対応した誰もが暮らしやすい「コンパクトなまちづくり」の実現

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するために、以下の特例措置を講じています。

(ア) 特定民間再開発事業における特定の資産の買換え等の特例①

(租税特別措置法第37条の5)

特定民間再開発事業の用に供するために、認定中心市街地の区域内において特定の資産（事業用資産を除く。）を買い換えた場合に、所得税の課税繰延 100%の特例措置が適用されます。

本特例の適用を受けるためには、資産を譲渡し、当該譲渡を行った年の12月31日までに買換資産を取得しその買換資産を取得の日から1年以内に居住の用に供する（もしくは、供する見込みである）必要があります。

譲渡資産は、地上4階以上の中高層耐火建築物の建築をする特定民間再開発事業の用に供する土地（土地の上に存する権利を含む。）、もしくは、その土地の上に建てられた建物、構築物である必要があります。

ここでいう特定民間再開発事業とは以下の要件を満たす事業を指します。

- ・事業区域面積が1,000㎡以上
- ・事業区域内に都市施設の用に供される土地または空地を確保する
- ・事業区域の土地の従前地権者が二人以上
- ・事業後の地権者が従前地権者一人以上を含む二人以上
- ・上記要件を全て満たしていることについて都道府県知事が認定

買換資産は、当該中高層耐火建築物、もしくは、当該特定民間再開発事業が施行される地区内において、他の特定民間再開発事業等で建築された未使用の中高層耐火建築物である必要があります。

(イ) 特定民間再開発事業における特定の資産の買換え等の特例②

(租税特別措置法第37条の5)

前述の特定民間再開発事業の用に供するために、認定中心市街地の区域内の特定の資産を譲渡した者がやむを得ない事情により、買換資産を取得することが困難である事情があるとき、以下の特例措置が適用されます。

譲渡資産が、居住用資産の場合において、譲渡所得のうち6,000万円以下の部分について所得税10%（本則15%）の軽減税率が適用されます。

所得税の軽減税率措置を受ける場合、譲渡する居住用資産は譲渡した年の1月1日時点において所有期間が10年以下である必要があります。

買換資産を取得することが困難な事情とは、譲渡者又はその同居者が老齢である場

合又は身体上の障害を有する場合、当該中高層耐火建築物の用途がもっぱら業務の用に供する目的で設計されたものである場合、当該中高層耐火建築物の構造、配置、利用状況から居住の用に供することが困難であると認められる場合を指します。

(ウ) 特定の民間再開発事業における土地等の譲渡の特例

(租税特別措置法第31条の2)

(租税特別措置法第62条の3)

(租税特別措置法第68条の68)

(地方税法附則第34条の2)

特定の民間再開発事業の用に供するために、認定中心市街地の区域内において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合に所得税、法人税、個人住民税の軽減措置が適用されます。

個人が譲渡した場合、当該譲渡所得の2,000万円以下の部分に関しては、所得税が10%（本則15%）、個人住民税が4%（本則5%）の軽減税率が適用されます。また、法人が譲渡した場合、法人税の5%追加課税の適用が除外されます。

本特例の適用を受けるためには、平成31年12月31日までの間に、土地（土地の上に存する権利を含む。）を譲渡する必要があります。

譲渡する土地は、認定中心市街地の区域内において地上階数4階以上の中高層耐火建築物を建築することを目的とする事業で、以下の要件を満たす事業の用に供する土地である必要があります。

- ・ 事業区域面積が1,000㎡以上
- ・ 事業区域内に都市施設の用に供される土地または空地を確保する
- ・ 事業区域の土地の従前地権者が二人以上
- ・ 上記要件を全て満たしていることについて都道府県知事が認定

(エ) 優良な住宅の建設事業を実施する者に土地等を譲渡する者に対する特例

(租税特別措置法第37条の5第1項第2号)

(租税特別措置法第65条の7)

(租税特別措置法第68条の78)

認定中心市街地の区域において、市町村長の認定を受けた優良な住宅の建設事業を実施する者に土地等を譲渡する者に対して、一定の要件を満たした場合に、所得税の課税繰延100%の特例措置が適用されます。

本特例の対象は、個人が、中心市街地共同住宅供給事業（都市福利施設の整備を行う事業と一体的に行われるものに限る。）の区域内の土地等を耐火建築物又は準耐火

建築物に該当する共同住宅の建築をする事業の用に供するために譲渡した場合において、当該事業の施行により当該土地等の上に建築された共同住宅を取得し、かつ、当該個人の事業の用若しくは居住の用に供した場合等に限られます。

(オ) 中心市街地整備推進機構に係る課税の特例措置①

(租税特別措置法第34条の2)

(租税特別措置法第65条の4)

(租税特別措置法第68条の75)

個人又は法人の有する土地等が地方公共団体又は一定の要件を満たす中心市街地整備推進機構に買い取られる場合に、所得の金額から1,500万円を控除する特例措置が適用されます。

本特例の適用は、地方公共団体又は市町村長の指定を受けた中心市街地整備推進機構が、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において定められた中心市街地の整備のために当該基本計画の内容に即して行う公共施設の整備等に関する事業の用に供するために、当該中心市街地の区域内にある土地等を買取る場合に限られており、かつ、中心市街地整備推進機構については、解散した場合の残余財産の帰属等について一定の定めがある公益社団法人又は公益財団法人である必要があります。

(カ) 中心市街地整備推進機構に係る課税の特例措置②

(租税特別措置法第31条の2)

(租税特別措置法第62条の3)

(租税特別措置法第68条の68)

(地方税法附則第34条の2)

個人又は法人が、所有期間5年超の土地等を市町村長の指定を受けた中心市街地整備推進機構に譲渡した場合に、所得税、法人税、個人住民税の軽減措置が適用されます。

個人が譲渡した場合、当該譲渡所得の2,000万円以下の部分に関しては、所得税が10%（本則15%）、個人住民税が4%（本則5%）の軽減税率が適用されます。また、法人が譲渡した場合、法人税の5%追加課税の適用が除外されます。

本特例の適用を受けるためには、平成31年12月31日までの間に、土地（土地の上に存する権利を含む。）を譲渡する必要があります。